

東広島市教育委員会定例会（令和8年8月）議事録

1 日 時 令和8年8月28日（金）午前10時分～午前11時22分

2 出席者

（1）教育長 市場教育長

（2）委 員 京極教育長職務代理者、島本委員、棚橋委員、柏崎委員、正司委員

（3）事務局 【学校教育部】

片岡学校教育部長、榊原教育参与、矢原教育監、村上学校教育部要支援
児童政策統括監兼教育総務課長、細本教育総務課施設安全担当課長、鷹
橋学事課長、西村指導課長、今井指導課参事、片山次長兼北部学校給食
センター所長、法専安芸津学校給食センター所長、郡司教育総務課課長
補佐兼教育総務係長兼管理係長、井上指導主事、宮田指導主事

【生涯学習部】

福光生涯学習部長、中川生涯学習部次長兼生涯学習課長、坂木生涯学習
部こどもの居場所づくり統括監兼青少年育成課長、大内スポーツ振興課
長、倉増文化課長、尾畑生涯学習課課長補佐兼地域の学びの企画係長兼
管理係長

（4）書 記 信原主任

3 場 所 北館2階 201会議室

4 議 題

（1）議案事項

議案第13号 令和8年第3回東広島市議会定例会提出議案に対する意見の申出につ
いて【非公開】

議案第14号 令和9年度使用小中学校特別支援学級教科用図書の採択について

（2）報告事項

報告第32号 令和8年度学校給食表彰（文部科学大臣表彰）について

報告第33号 東広島市立学校グローバルクラスの開設について

報告第34号 令和8年度全国学力・学習状況調査の結果について

報告第35号 令和8年度小中学生全国大会出場者について

報告第36号 東広島市いじめ問題調査委員会の調査について【非公開】

報告第37号 専決処分の報告について

報告第38号 指定管理者の募集について

報告第39号 東広島市スポーツ推進計画骨子について

（3）その他

ア 第39回東広島市美術展の作品募集について

イ 次回教育委員会定例会の日程について

開会 午前10時

○市場教育長：それでは、定足数に達していますので、令和8年8月の教育委員会定例会を開会いたします。

本日の議事録署名委員は、棚橋委員と正司委員でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日の会議の進行でございますが、議案第13号は、議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合の意見の申出に関することとして、東広島市教育委員会会議規則第18条第1項第3号に当たるため、報告第36号は、個人情報が含まれる案件として、東広島市教育委員会会議規則第18条第1項第7号に該当するため、それぞれ非公開として審議したいと思います。委員の皆さんの意見を伺いたいと思います。いかがでしょうか。

それでは、議案第13号及び報告第36号は非公開として、その他の報告に続いて最後に提案させていただきます。よろしくお願いいたします。

議案第14号 令和9年度使用小中学校特別支援学級教科用図書の採択について

○市場教育長：それでは、議案事項からですが、議案第14号 令和9年度使用小中学校特別支援学級教科用図書の採択について、を議題といたします。議案の説明をお願いいたします。

○西村指導課長：議案第14号 令和9年度使用小中学校特別支援学級教科用図書の採択について、ご説明いたします。議案書の、1提案理由をご覧ください。

本議案は、令和9年度に東広島市立小中学校の特別支援学級で使用する教科用図書について教育委員会において採択するものでございます。

特別支援学級の児童生徒が使用する教科用図書については3種類ございます。一つ目は、検定済教科用図書です。これは、自閉症・情緒障害特別支援学級の児童生徒などが、通常の学級の児童生徒と同じ教科書を使用して学習する場合に使用します。二つ目は、文部科学省作成の教科用図書（著作本）です。例えば、知的障がい特別支援学校の学習指導要領を参考に教育課程を編成する場合に使用する教科書です。国語、算数（数学）、音楽、小学部の生活や中学部の社会、理科、職業・家庭が発行されています。三つ目は、一般図書です。学校教育法附則第9条に基づく教科書で、検定本や著作本を使用することが適切でない場合に使用します。

本日、教育委員の皆様には、著作本と一般図書を採択していただきます。著作本は各教科1種類しか発行されておりませんので、全ての著作本を採択していただきたいと考えております。

続いて、採択に当たりまして、本日準備しております5点の資料についてご説明いたします。

まず、資料1は、「令和9年度使用特別支援学級用教科用図書の採択について」でございます。本日の採択の主な資料で、1ページから8ページは小学校版、9ペー

ジから12ページは中学校版でございます。次に、資料2は、東広島市教育委員会策定の「令和9年度に東広島市立学校で使用する教科用図書の採択方針」です。資料3は、広島県教育委員会策定の「令和9年度に義務教育諸学校で使用する教科用図書の採択基本方針について」です。資料4は、広島県教育委員会策定の「令和9年度使用学校教育法附則第9条第1項の規定による教科用図書選定資料」です。資料5は、「特別支援学級教科用図書に係る関係法令」及び「著作教科用図書」でございます。資料2から資料5は、参考資料となりますので、資料1と併せてご覧ください。

資料1「令和9年度使用特別支援学級用教科用図書の採択について」をご覧ください。本資料の説明をいたします。

この資料は、来年度、特別支援学級に在籍予定の児童生徒の実態を把握したうえで、各学校の教科書選定会議で作成した選定理由書をまとめたものでございます。学校ごとに種目・発行者・種別・図書名・選定理由を記載しています。

選定は、内容の特徴や構成、表現、印刷・製本の状態など4つの観点に基づいて行っており、これらは資料3の義務教育諸学校で使用する教科書採択基本方針に示されている観点でございます。なお、教員が教科書を実際に確認できるよう、7月末に特別支援学級教科用図書の見本本展示を行っております。

次に、資料1にあります種目について説明します。資料1の1ページをご覧ください。小学校の特別支援学級において、知的障がいに係る特別な教育課程は、生活・国語・算数・音楽・図画工作・体育及び特別の教科「道徳」で構成されております。ここでいう「生活」は通常の小学校第1・2学年の「生活科」とは異なり、全学年を通じて自立的な生活の基礎を育てることを目的とするものです。

また、中学校の特別支援学級において、知的障がいに係る特別な教育課程を編成する場合は、「技術・家庭」が「職業・家庭」となることをお知らせください。

続きまして、各学校の選定理由について、一例を挙げてご説明します。同じく、資料1の2ページをご覧ください。郷田小学校、川上小学校、原小学校、造賀小学校、東西条小学校、龍王小学校の「特別の教科 道徳」の図書として、「こどもルールブックよくできました！」が選定されています。この図書が実物です。この図書は、あいさつや順番を守ること、人との関わり方など、46項目のみんなが楽しく過ごすためのルールが項目ごとにイラストと文章で示されています。文字は平仮名及び片仮名を使用しているので、漢字が苦手な児童生徒にとっても読みやすいです。巻末にリストがあり、チェックを入れていくことで達成状況を一目で確認することもできます。知的障がいのある子供たちは、実生活に結び付いた学習を重ねていくことで、卒業後においても生きて働く力を身に付けることができると期待されます。

このように、各小中学校においては、児童生徒の実態を踏まえるとともに、身に付けさせたい力や、次年度の教育活動を想定しながら、教科用図書を選定しております。なお、検定本については、既に本市で採択をしておりますので記載しておりません。参考に、多くの学校で選定されております著作本及び一般図書の一部を用意させていただいております。以上で、事務局からの説明を終わります。

- 市場教育長：それでは、採択に関わるご意見等をいただきたいと思います。ご意見があれば、ご発言をお願いします。
- 京極教育長職務代理者：一般図書につきましては、毎年度内容の充実が図られているものと思いますが、主な変更点や改善点についてお聞かせください。
- 西村指導課長：検定教科書のように大きな方針変更があったわけではありませんが、内容については継続的な改善が図られております。検定教科書で見られるような二次元コードの掲載等は多くありませんが、それぞれの図書において工夫や改良が進められております。
- 京極教育長職務代理者：国語や算数に関する内容であっても文字による説明が少ないものが見受けられます。このような図書を用いた指導について、教員はどのように対応しているのでしょうか。
- 井上指導主事：各図書に対応した指導書が発行されておりますので、教員はそれらを参考にしながら指導を行っております。
- 京極教育長職務代理者：文字情報が少ないことで指導が難しい面もあるかと思いましたが、児童生徒にとっては理解しやすい側面もあると感じました。ありがとうございました。
- 島本委員：近年は、二次元コードや音声・映像教材が活用できる図書も増えております。特別支援学級の児童生徒にとっても有効であると考えますが、一般図書の状況はいかがでしょうか。
- 井上指導主事：一般図書は特別支援学級向けに発行されているものではなく、一般に出版されている図書の中から文部科学省が選定したものです。そのため、二次元コードを掲載した図書や、DVD等の付録が付いた図書も含まれております。学校によっては、映像や音声を活用した学習効果も考慮しながら図書を採択しております。
- 島本委員：「でんじろう先生のわくわく科学実験」など、児童生徒の興味・関心を引く図書もあり、こうした図書を通して学習意欲の向上につながることを期待しております。
- 市場教育長：これから採決を行います。委員のみなさんにお諮りいたします。著作教科用図書及び種目ごとに選定された一般図書を全て採択してよろしいでしょうか。
- 市場教育長：それでは、関係小中学校から選定された図書全てを採択します。ありがとうございました。
- 市場教育長：ありがとうございました。以上で令和9年度使用小中学校特別支援学級教科用図書についての採択を終えました。事務局は、その後の事務手続き等を滞りないよう、よろしくお願いします。

報告第32号 令和8年度学校給食表彰（文部科学大臣表彰）について

- 市場教育長：それでは、報告事項に移ります。報告第32号 令和8年度学校給食表彰（文部科学大臣表彰）について、説明をお願いいたします。
- 鷹橋学事課長：1 学校給食表彰についてでございます。この表彰は、学校給食の実施に

関し、優秀な成果をあげた学校及び共同調理場を「学校給食優良学校等」、並びに特に功績のあった学校給食関係者及び学校給食関係団体を「学校給食功労者」として、文部科学大臣が表彰することにより、学校給食の普及及び充実を図ることを目的とするものです。

2 令和8年度学校給食表彰被表彰者についてでございます。被表彰者は、東広島学校給食センターです。実績についてでございますが、当該共同調理場は、1日約1万食を調理する市内最大規模の施設として、21校へ給食を安定的に提供するとともに、3コース献立による工程の分散やリスク管理の徹底により、安全かつ効率的な給食運営を実現しております。さらに、食物アレルギー対応や刻み食対応など、個々の児童生徒の状況に応じたきめ細かな対応を行い、安心して給食を食べられる環境づくりに寄与しております。加えて、市内学校給食センターの中核として、衛生管理の徹底や業務改善、技術共有を積極的に進めるなど、地域全体の学校給食の質向上を牽引していることなどが挙げられます。

3 スケジュールについてでございます。令和8年7月21日（火）に文部科学省から報道発表が行われ、令和8年7月28日（火）には、熊本城ホールで開催された全国学校給食・栄養教諭等研究協議大会において、文部科学大臣による表彰式が執り行われ、東広島学校給食センターの神尾所長が出席いたしました。

4 令和8年度の被表彰者内訳についてでございます。共同調理場の被表彰施設は全国で5施設であり、そのうちの1つとして東広島学校給食センターが選ばれました。広島県では東広島学校給食センターのみの受賞でございます。報告は以上でございます。

○市場教育長：ありがとうございました。ただいまの報告について、ご意見、ご質問があればお願いいたします。

○島本委員：大変おめでたいことと思います。学校給食関係団体からということで、対象は広島県内ではなく、全国ですか。

○鷹橋学事課長：ご指摘いただいたとおりこれは県内ではなくて全国から選ばれたものです。

○島本委員：熊本城ホールであったとのことですが、地震は影響がありましたか。

○鷹橋学事課長：当日でした。この表彰式が午後1時半からでして、表彰式が終わった後に地震があったということでした。ホール自体も相当な揺れがあったと聞いております。

報告第33号 東広島市立学校グローバルクラスの開設について

○市場教育長：次に、報告第33号 東広島市立学校グローバルクラスの開設について、説明をお願いいたします。

○西村指導課長：報告第33号 東広島市立学校グローバルクラスの開設について、ご報告いたします。

近年、本市において、半導体関連産業の集積や広島大学等のグローバル化の進展

に伴い、多様な文化的背景をもつ人々との交流機会が増加していることを受け、国際教育の充実を進める一環として、グローバル社会で活躍できる資質・能力を有する人材の育成をめざし、令和9年4月から高美が丘小学校にグローバルクラスを開設するものでございます。

「2 概要」をご覧ください。グローバルクラスでは、教育課程特例校制度を活用し、音楽、図画工作、体育などの教科を英語で学ぶ教育活動を実施いたします。児童は英語をコミュニケーションの手段として活用しながら学ぶことで、英語によるコミュニケーション能力を高めるとともに、多様な文化や価値観への理解を深めてまいります。

また、異なる背景をもつ人々と協働しながら課題を解決する力や、自らの考えを発信する力を育成し、将来、グローバル社会で活躍できる資質・能力の育成につなげてまいります。

「3 選定理由」をご覧ください。高美が丘小学校は、これまで国際理解教育や異文化交流活動に取り組んできた実績があることから、教育環境や施設面の状況等を総合的に勘案し、モデル校として選定しました。

「4 対象者」でございますが、令和9年度に小学校へ入学する第1学年児童のうち希望者とし、市内在住であれば校区外からの入学も可能としております。また、帰国児童及び外国につながる児童を対象とした特別枠を設け、募集人数は1学級26人程度を予定しております。

「5 教育内容」をご覧ください。授業は、日本人教員と外国人講師（ALT）が連携して行い、必要に応じて日本語による支援も実施いたします。また、広島大学及び広島県教育委員会と連携し、教員研修や人材育成を進めるなど、円滑な運営体制の整備を図ってまいります。

「6 今後の予定」についてでございますが、現在、高美が丘小学校在校生の保護者や令和9年度就学予定児童の保護者をはじめ、市内保護者への周知を進めております。今後は、保護者説明会や体験授業を実施した上で公募を行い、本年11月から12月にかけて入学者を決定する予定としております。

なお、本事業は本市の国際教育のモデル事業として実施するものであり、成果や課題を検証しながら、今後の国際教育の充実につなげてまいりたいと考えております。報告は以上でございます。

○市場教育長：ありがとうございました。ただいまの報告について、ご意見、ご質問があればお願いいたします。

○棚橋委員：大変期待を持てる取組であると考えております。確認ですが、音楽、図画工作、体育の3教科については英語で授業を実施することですが、それ以外の教科については、当該学級の児童が他の学級に分かれて授業を受けるのか、それとも同じ学級で学習を行うのかお伺いします。

○西村指導課長：その他の教科につきましても、当該学級の児童が同じ学級で学習を行うこととなります。

- 棚橋委員：その場合、国語、算数、理科などの教科については、高美が丘小学校の他の学級と同様の教育課程に基づき、同じ内容を学習するという理解でよろしいでしょうか。
- 西村指導課長：そのとおりです。その他の教科については他の学級と同様に実施いたします。また、音楽、図画工作、体育の3教科につきましても、学習指導要領に基づく内容を英語で指導するものであり、学習内容自体は他の学級と同様です。
- 棚橋委員：英語による指導を行う教員について、特別な配置等はあるのでしょうか。
- 西村指導課長：グローバルクラスとして学級を開設することに伴い、教員配置につきましては、広島県教育委員会と連携し、県費負担教職員による人的措置を講じる予定としております。
- 棚橋委員：本取組が円滑にスタートし、着実に進展することを期待しております。
- 京極教育長職務代理者：本取組は大変意義のあるものと考えております。近年、外国人市民が増加する中、児童が1年生の段階から英語に触れ、多様な文化や価値観に親しむことは大変重要であると思います。また、幼い時期から英語に親しむことで、英語への抵抗感が少なくなり、英語力や英語の理解をより深めることにもつながるものと期待しております。さらに、英語によるコミュニケーションを通じて、日本人児童だけでなく外国人児童にとっても相互理解が深まることが期待されます。特に低学年は吸収力が高い時期でもあり、双方にとって良い影響があるものと考えます。東広島市のグローバル化が進む中、本取組は大変意義のあるものであり、今後、様々な課題も想定されますが、実践を通して課題を整理しながら発展させていただきたいと思えます。将来、国際的な視野を持つ児童の育成につながることを期待しております。
- 柏崎委員：子供たちの視野も広がりますし、今後ますます国際化が進展していく中で、幼少期から公立学校において国際的な教育環境を選択できることは、大変意義のある取組であると考えております。一方で、高美が丘小学校の保護者や地域の方からは、受入れに対する不安の声もあると伺っております。例えば、兄弟姉妹が異なる学校に通う場合のPTA会費や活動の在り方など、児童だけでなく保護者の視点からの課題もあるのではないかと考えております。そこで、資料にあります「東広島市・広島大学国際教育検討会議」は、東広島市の小中学校全体の国際化やグローバルクラスの展開について検討する会議であるのかお伺いいたします。また、高美が丘小学校において、学校ごとの検討組織等を設置する予定はあるのでしょうか。併せて、ホームページを拝見しますと新1年生向けの説明会は予定されているようですが、在校生の保護者や地域の方を対象とした説明会の開催予定はあるのでしょうか。さらに、コミュニティ・スクールの仕組みも活用しながら、在校生の保護者や地域の方の意見を伺い、情報共有や理解・協力を得ていく取組も必要ではないかと考えますが、いかがでしょうか。
- 西村指導課長：まず「東広島市・広島大学国際教育研究会議」についてですが、東広島市の国際教育をどのように進めていくか検討する会議です。その中に、公立学校においてグローバルクラスを設置して国際教育を進めていくものと、インターナショナル

スクールの誘致の大きさはこの２本柱で国際教育を進めてくことを検討しております。教育委員会が関わる部分としては、この公立学校グローバルクラスの設置として高美が丘小学校をモデル校にしていますが、ここをいわゆるモデル校とさせていただいて、まずは学校全体で国際教育の充実を図る。そしてそれを市内全体に還元していくよう検討しているところです。２点目の学校ごとの検討委員会の設置についてですが、先ほどの「東広島市・広島大学国際教育研究会議」において高美が丘小学校でどのように進めるか検討しています。一方で、学校運営協議会や保護者・地域の方々からご意見を伺う機会は大切であると考えております。先ほども不安な声が聞こえてきているというお話をいただきましたが、今後の取組を進める中で、学校とも連携しながら、情報共有や意見交換をしてまいりたいと考えております。３点目ですが説明会についてです。現在ホームページに載っているのは、一般の方へ向けての説明会でございます。高美が丘小学校の現在の１年生から６年生の保護者の方、そして高美が丘小学校にこれから入学予定の新１年生の方に対して、これとは別の説明会を行うように案内をしております。

○柏崎委員：県外では豊橋市の八町小学校など、すでにイマージブ教育を実施している学校があるようですが、先進校の研究においてメリットやデメリットなどは、明らかになっているのでしょうか。

○西村指導課長：もう既に実施されている学校の取組状況についてですが、概要をお話をさせていただきますと、メリットは、英語によるコミュニケーションにおいて抵抗感が少なくなるということ。次に英語を通して異文化理解の関心が高まるということがメリットとしては挙げられております。一方で、デメリットですが、英語で教えるということで、例えば八町小学校は、一部の教科を除いて多くの教科において英語で授業をしている学校ですが、児童の教科内容の理解度への配慮が必要であるとか、指導ができる教員の指導体制の確保などが課題であると伺っております。

○柏崎委員：大変意義のある取組であり、大きな期待を寄せております。一方で、新しいクラスを設置することに伴い、運動会や学習発表会など、学年全体で足並みをそろえて取り組む活動において、子供たちが互いに同じように学校生活を送ることができるのかという点を心配しております。また、児童が取り残されたと感じたり、必要以上に劣等感を抱いたりすることなく、クラス間の分断が生じないように配慮することも大切であると考えます。どちらのクラスの児童も安心して学校生活を送ることができるよう、子供たちへの心のサポートについても、よろしくお願いいたします。

○西村指導課長：そのクラスだけが、別のクラスということにならないよう、学校全体や学年を中心として、他の学級との交流や共同で行う授業もあります。そういった場面を大切にしながら、学校全体でモデル校として国際教育の充実を図っていきたいと思います。いろいろご意見いただきありがとうございます。

○正司委員：まず１点目ですが、このグローバルクラスの対象は日本国籍を有する児童となるのでしょうか。

○西村指導課長：公立小学校であることから、日本国籍を有する児童が中心となります

が、グローバルクラスでは、多文化共生の推進を大きな目的の一つとしております。そのため、外国につながるのある児童も受け入れ、相互理解を深めながら、多文化共生の充実につながる取組としていきたいと考えております。

○正司委員：もう1点ですが、募集人数は1学級26人程度となっておりますが、希望者が定員を大きく上回った場合はどのように対応されるのでしょうか。

○西村指導課長：希望者が定員を上回った場合の対応については、現在、抽選の実施も含めて検討しておりますが、選抜試験のような方法はできないため、適切な方法を検討しているところです。

○島本委員：先ほどから様々な意見が出ておりますが、できない理由を考えるのではなく、どのように実現していくかという視点で検討していくことが大切であると考えております。何よりも子供を中心に考えることが重要ですし、この取組は東広島市の教育の充実や教職員の資質向上にもつながる可能性があると思います。教育課程特例校制度の活用により、人的配置や予算面での支援も期待できるのではないのでしょうか。また、学校だけではなく、大学や地域の方々、英語を活用できる保護者など、多様な人材と連携しながら進めていくことも重要であると考えます。今後求められる教育や東広島市の地域特性を踏まえ、ぜひ積極的にチャレンジしていただきたいと思います。もちろん、今出たような課題や懸念事項については慎重に協議しながら進めていただきたいと思います。私自身の経験になりますが、若い頃に吉川小学校に勤務していた際、生活科が新設された時期に国の研究指定を受けたことがありました。当時はどのような教科になるのか手探りの状態でしたが、その後、取組は広く普及し、現在では全国で実践されています。また、西条小学校ではティーム・ティーチングの取組を進めましたが、教員が複数で指導に当たるだけでなく、授業時間や学習の場を柔軟に設定し当時は想像もつかないような取組でした。しかし、加配措置や環境整備が進められたことで、現在では広く実践されるようになっていきます。新しい取組には生みの苦しさがあると思いますが、ぜひ成功につなげていただきたいと思います。東広島市の教育をレベルアップさせるためには、新たな取組に挑戦していくことも大切であると考えております。よろしくお願いいたします。

○西村指導課長：様々な課題や懸念事項が生じることも想定しておりますが、関係者の皆様のご意見を丁寧に向いながら、取組の改善を図り、令和9年4月の開設に向けて準備を進めてまいりたいと考えております。

○京極教育長職務代理者：先ほども申し上げましたが、本取組においては、1年生から音楽や図画工作、体育といった教科を英語で学ぶことに大きな意義があると考えております。国語や算数のような教科ではなく、まずは児童が比較的自然的に取り組みやすい教科から始めることで、英語への親しみや理解を深めることができるのではないかと思います。また、低学年の児童は柔軟に様々なことを吸収できる時期でもあります。もちろん、安全面への配慮は必要ですが、懸念ばかりを重視しては新たな取組は前に進みません。まずは実践し、その中で明らかになった課題を整理しながら改善につなげていくことが大切であると考えます。本取組には大いに期待しております。以

上です。

○市場教育長：ほかにはありませんか。

報告第34号 令和8年度全国学力・学習状況調査の結果について

○市場教育長：次に、報告第34号 令和8年度全国学力・学習状況調査の結果について、説明をお願いいたします。

○西村指導課長：令和8年度全国学力・学習状況調査についてご報告します。資料5ページをご覧ください。

はじめに、1の「調査の概要」でございます。本調査は、令和8年4月23日に、小学校第6学年及び中学校第3学年の全児童生徒を対象に実施されました。今年度は、小学校では「国語」、「算数」、中学校では「国語」、「数学」、「英語」の定着状況調査と質問調査が実施されました。中学校「英語」については、生徒自身の1人1台端末を用いた文部科学省CBTシステムによるオンライン方式で実施されました。結果は2段階に分けて返却されるため、本資料には、「聞くこと」「読むこと」「書くこと」の3技能に係る結果を掲載しております。なお、中学校英語「話すこと」の調査結果の提供及び公表は令和8年9月2日となっております。

続いて、2の本市の「調査結果の概要」でございます。このグラフの数値は、各教科の平均正答率を示したものですが、中学校英語のみ平均IRTスコアを示しております。IRTスコアとは、問題の難易度を踏まえて算出した値であり、出題される問題が年度ごとに異なっても、同一の尺度で学力を測定・比較することが可能なため、経年変化の分析や評価にも適した指標でございます。

左側の小学校については、国語は広島県と同程度で全国平均を上回り、算数は広島県及び全国平均を上回る結果となりました。右側の中学校については、国語は広島県及び全国平均と同程度、数学は広島県及び全国平均を上回る結果となりました。また、英語は平均IRTスコアにおいて広島県を上回り、全国平均と同程度となりました。

これらの結果から、本市の児童生徒の学力は全体として概ね定着している状況にあると考えております。

次に、資料の6ページと7ページでございます。左側のチャートは「教科等を中心とした学力・学習状況」、右側のチャートは「学習習慣や自己有用感など、その他の学力」に関する結果を示しております。また、上段のチャートには全国基準、下段のチャートには県基準をそれぞれ円で示しております。

まず、6ページの小学校の結果についてでございます。チャートには凹凸がありますが、円より外側にある項目は全国・県の基準を上回っており、全体として概ねバランスが取れていることが分かります。特に、学力を支える基盤となる、「読書等」や自らの学習の進め方を振り返り、調整しながら学ぶ力を示す「学びの自己調整」が高いことが分かります。

続いて、7ページの中学校の結果についてでございます。中学校においては、多

くの項目で全国及び県の基準を上回っており、全体として概ね良好な状況がみられます。特に、数学や英語に関する項目において良好な傾向がみられるほか、「読書等」や「生活習慣」、「向社会性」「学びの自己調整」などの項目についても比較的高い状況となっております。

一方で、小学校・中学校ともに、一部の項目については全国や県の基準を下回るものもみられることから、各学校において結果を丁寧に分析し、成果と課題を明確にしていくことが重要であると考えております。今後につきましては、調査結果を各学校と共有するとともに、成果のあった取組を市内全体へ広げながら、児童生徒が主体的に学ぶ力の育成や授業改善の取組を一層推進し、学力のさらなる向上を図ってまいります。報告は以上でございます。

○市場教育長：ありがとうございました。ただいまの報告について、ご意見ご質問があればお願いいたします。

○島本委員：中学校の結果は大変良好であると感じました。今回から回答方法が変更されておりますが、そのことによる混乱等はなかったのでしょうか。

○西村指導課長：英語につきましては、「話すこと」の調査に加え、「聞くこと」「読むこと」「書くこと」の調査についても、初めて1人1台端末を用いて実施されました。そのため、事前に接続確認や操作練習を行った上で調査当日を迎えております。結果として、大きな不具合等はなく、円滑に調査を実施することができました。

○島本委員：今後、このような調査が増えていくことも想定されますので、日頃から1人1台端末を活用した学習を進めていくことが重要であると感じました。なお、理科の調査は実施されないのでしょうか。

○西村指導課長：理科及び英語につきましては、3年に1度実施されております。来年度は実施されませんが、その翌年度に理科の調査が実施される予定となっております。

報告第35号 令和8年度小中学生全国大会出場者について

○市場教育長：次に、報告第35号 令和8年度小中学生全国大会出場者について、説明をお願いいたします。

○西村指導課長：令和8年度小中学生全国大会出場者についてご報告します。資料8ページをご覧ください。今年度も県大会を勝ち抜いた、または、標準記録を突破した児童生徒41名が全国大会に出場しました。

中学生は、柔道、陸上競技、バレーボール、全3競技において、計35名の選手が出場しました。今年度の全国中学校体育大会は、中国地方で開催され、本市の選手はそれぞれがベストを尽くし健闘しました。中でも、全国中学校柔道大会において、女子44kg級で青木千諭選手が準優勝、女子52kg級で宮田真央選手が第3位、男子66kg級の森田充留選手及び男子90kg級の吉本海人選手がベスト8に入るなど、優秀な成績を収めました。

小学生は、8月10日に東京都江東区で開催されました「第58回交通安全子供自転車全国大会」に原小学校から6名が出場し、学科テスト・実技テストを実施した結

果、42チーム中で12位という結果でございました。報告は以上でございます。

○市場教育長：ありがとうございます。ただいまの報告について、ご意見ご質問があればお願いいたします。

○島本委員：顧問として記載されているのは教員の方でしょうか。また、部活動の地域展開に伴い、地域人材が指導に携わっている部活動はありますか。

○西村指導課長：顧問として記載しているのは、教員及び部活動指導員です。

○市場教育長：小学校についてはいかがでしょうか。

○西村指導課長：原小学校の自転車競技につきましては、地域の方にご指導いただいております。そのご協力により、毎年全国大会に出場するなどの成果につながっております。

○柏崎委員：表彰式の実施やホームページでの公表の予定はありますか。

○西村指導課長：表彰につきましては、各学校において全校集会等の機会を活用し、児童生徒の努力や成果を称えております。ホームページでの公表につきましては、個人情報に十分配慮した上で検討してまいります。

○島本委員：これはアザレア賞の対象になりますか。

○中川生涯学習部次長兼生涯学習部課長：全国大会出場等のうち、第2位までに入賞したもので、アザレア賞の対象になる基準を満たしていらっしゃる方は、対象になります。

報告第37号 専決処分の報告について

○市場教育長：次に、報告第37号 専決処分の報告について、説明をお願いいたします。

○中川生涯学習部次長兼生涯学習部課長：それでは、報告事項の11ページでございます。

報告第37号専決処分の報告についてでございますが、「東広島市立図書館設置及び管理条例 及び 東広島市高屋情報ラウンジの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」につきまして、地方自治法第180条第1項の規定により、専決処分を行ったため、同条第2項の規定により報告するものでございます。

12ページでございます。専決処分の内容でございますが、東広島市立高屋図書館及び東広島市高屋情報ラウンジの敷地の用に供されている土地が分筆されたことに伴い、これらの施設の位置の表示を変更するため、東広島市立図書館設置及び管理条例及び東広島市高屋情報ラウンジの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を定めるものでございます。

この条例は、公布の日から施行するものでございます。なお、公布日は、専決処分日で、令和8年8月17日でございます。専決処分の報告についての説明は、以上でございます。

○市場教育長：ありがとうございます。ただいまの報告について、御意見ご質問があればお願いいたします。

報告第38号 指定管理者の募集について

○市場教育長：次に、報告第38号 指定管理者の募集について、説明をお願いいたします。

○大内スポーツ振興課長：報告第38号指定管理者の募集についてご説明いたします。資料の15ページをお願いいたします。指定管理者の募集ですが、公の施設の管理業務を効果的、効率的に行い、市民サービスのさらなる向上を図るため実施するものでございます。1 管理対象施設でございます。スポーツ振興課が所管しております（1）の黒瀬屋内プール、黒瀬安芸津市民グラウンド、黒瀬多目的グラウンド、黒瀬安芸津B&G海洋センター及び（2）の河内パークゴルフ場が今年度末で現在の指定管理者の指定期間が満了するため、令和9年度からの指定管理者を新たに選定しようとするものでございます。2 指定管理予定期間につきましては、（1）（2）ともに令和9年4月1日から令和14年3月31日までの5年間としております。3 選定方法についてでございますが、市のガイドラインに基づき、黒瀬屋内プールほか5施設につきましては、民間事業者も含めた公募、河内パークゴルフ場は非公募により選定することとしております。最後に、4 選定スケジュールでございます。公募である黒瀬屋内プールほか5施設につきましては、（1）の表のとおりでございます。非公募である河内パークゴルフ場につきましては、申請書の受け付けを9月下旬から10月上旬まで行い、その後のスケジュールは、公募のスケジュールに合わせて実施いたします。指定管理者の募集についての説明は以上でございます。

○市場教育長：ありがとうございました。ただいまの報告について、ご意見ご質問があればお願いいたします。

○島本委員：指定管理者を募集して、応募者は多いですか。

○大内スポーツ振興課長：公募ですので、施設によって異なります。

報告第39号 東広島市スポーツ推進計画骨子について

○市場教育長：次に、報告第39号 東広島市スポーツ推進計画骨子について、説明をお願いいたします。

○大内スポーツ振興課長：第2期東広島市スポーツ推進計画骨子（案）について、ご報告いたします。

資料の16ページでございます。「1 趣旨」についてでございます。現行の東広島市スポーツ推進計画が、今年度末で計画期間終了となることを見据え、市民アンケート等により明らかになった課題や、国・県及び本市の関係計画の方向性等を踏まえ、第2期東広島市スポーツ推進計画の骨子案を取りまとめたものでございます。

「2 計画の概要」につきましては、本計画は、スポーツ基本法第10条に基づく計画として策定するものでございますが、社会教育の視点も取り入れつつ、

スポーツを通じた「人づくり・つながりづくり・地域づくり」を推進し、地域課題の解決にも取り組むこととしております。計画期間は、令和9年度から令和18年度

までの10年間とし、次期総合計画の策定に合わせ、令和12年度に計画の見直しを行うこととしております。「3 計画骨子の概要」につきましては、基本理念を、「スポーツで学び、つながり、育つまち 東広島」副題として「いつでも どこでも だれもが、自分らしいWell-beingを」としてしております。

また、目指す姿として、表の左端である「いつでも、どこでも、だれもがスポーツにアクセスできる環境」、「スポーツを通じて人が育ち、地域が元気になる」とし、それぞれの取組の柱として、「いつでも、自分らしくスポーツに親しめるまち」、「だれもが安心してスポーツに参加できるまち」、「みんなで支え、学び合い、つながるまち」、「スポーツで地域の誇りと賑わいを育むまち」、の4つの柱を掲げ、スポーツの振興はもとより、スポーツを通じた市民の健康増進や交流促進、地域活性化等地域課題の解決に取り組むこととしております。今後のスケジュールは、9月に文教厚生委員会で報告し、11月に計画素案パブリックコメントの実施について報告し、令和9年3月の計画公表に向けて、取り組んでおります。骨子案の詳細につきましては、17ページ以降に掲載しておりますので、ご覧ください。第2期東広島市スポーツ推進計画骨子案についての説明は以上でございます。

○市場教育長：ありがとうございます。ただいまの報告について、ご意見ご質問があればお願いいたします。

○島本委員：この場合のスポーツは競技スポーツの他、ウォーキングやヨガなども含まれますか。

○大内スポーツ振興課長：おっしゃられるように、スポーツにつきましては、競技スポーツも含みますし、体操やウォーキングといった身近なスポーツも含めたものも全てスポーツと想定しております。

○福光生涯学習部長：補足させていただきます。ここでいうスポーツのとらえ方ですけども、先ほどスポーツ振興課長が申しましたように、競技スポーツだけでなくウォーキングなども含めていくんですけども、新たなスポーツとして取り上げられていますeスポーツも、スポーツの一つとして含めて、考えております。

○島本委員：eスポーツは今、高屋で盛んですが、ほかの地域でやっているところはあるですか。

○大内スポーツ振興課長：現在その他の地域でeスポーツをやっておられる地域はないですけども、それが今後市内全域に広がりを持つ可能性もありますので、そういったところも注目していきたいと思っております。

○島本委員：17ページに、社会情勢・動向という表の中で、「人口減少による様々な場面での担い手不足」が指す「担い手」とは、スポーツをする人たちか、それとも計画を立てたりする人たちのことでしょうか。

○大内スポーツ振興課長：ここでの「担い手不足」はスポーツをされる方というよりは、スポーツを行うための監督やコーチといった方々を指しておりまして、例えばこれから、部活動の地域展開を進めるに当たりまして、この担い手、例えばコーチといった方々がまだ掘り起こせていない状況ですので、そういった方の掘り起こしを今からや

っていくということです。

○京極教育長職務代理者：10年間のロードマップができたのは非常にいいことだと思いますので、具体的な項目で決まったことがあれば教えただけだと思います。

○大内スポーツ振興課長：今の第1期スポーツ振興計画では、いつでもどこでも誰でも地域でスポーツをという柱で行っていました。それは、競技スポーツをされている方や一般的にスポーツをされている方、その方々のお手伝い、もしくはこれからスポーツをしようとする方といった広くスポーツをしていただくという形で行っていましたが、今回の計画については、そういったスポーツをきっかけに、地域のコミュニティづくりや、地域課題の解決まで目標としていることが大きなポイントでございます。

その他ア 第39回東広島市美術展の作品募集について

その他イ 次回教育委員会定例会の日程について

○市場教育長：それでは、「その他」に移りたいと思います。この度は、個別案件についての説明は省略させていただきますが、特に伝えたいことが事務局からありますか。

続きまして、次回教育委員会定例会の日程について、説明をお願いいたします。

○村上学校教育部長要支援児童政策統括監兼教育総務課長：次回は、9月は、25日金曜日10時から、場所は本日の会場と同じ北館会議室201でお願いしたいと思います。次々回10月は、視察予定しており、21日水曜日10時15分集合でお願いしたいと思います。説明は以上でございます。

○市場教育長：ありがとうございました。それでは次回は、9月25日金曜日10時から、北館会議室201で決定いたします。次々回は、10月21日水曜日10時15分集合をご提案いたしました。委員の皆様のご都合はいかがでしょうか。よろしいですか。それでは、よろしくをお願いいたします。

その他、事務局からありますか。その他、委員の皆様からございますか。

議案第13号 令和8年第3回東広島市議会定例会提出議案に対する意見の申出について
【非公開】

【非公開】

報告第36号 東広島市いじめ問題調査委員会の調査について 【非公開】

【非公開】

閉会 午前11時22分